

# 法学セミナー 行政法

## 人に危害を与える態様での武器の使用



(本文省略)……。但し、刑法第36条(正当防衛)若しくは同法第37条(緊急避難)に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない(警職法7条但書)。

- 一 死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁こにあたる兇悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足りる充分な理由のある者がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理由のある場合。
- 二 逮捕状により逮捕する際又は勾引状若しくは勾留状を執行する際その本人がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理由のある場合。

### 警職法7条但書の意義

警職法7条但書の要件を満たせば、人に危害を与えてよいとする趣旨ではなく、結果として危害を与えたとしても、その違法性は阻却されるという趣旨にとどまる。

#### 危 害

警職法7条但書は、「人に危害を与えてはならない」と規定しているが、ここにいう「危害」は、人の生命を奪ったり、身体に傷害を負わせたりすることをいう。



### 【人に危害を与える態様での武器使用】

目的	必要性	許容限度
① 正当防衛(刑法36条)		
② 緊急避難(刑法37条)		
③ 児悪な罪を犯した犯人の逮捕等 ※以下の(a)、(i)を防ぎ又は逮捕するため (a) 児悪犯人が警察官に対して抵抗し若しくは逃亡しようとするとき (i) 第三者が児悪犯人を逃がそうとして警察官に抵抗するとき	他に手段がないと信じるに足りる相当な理由のある場合	合理的に必要と判断される限度 ※警職法7条本文の要件
④ 逮捕状による逮捕等 ※以下の(a)、(i)を防ぎ又は逮捕するため (a) 本人が警察官に対して抵抗し若しくは逃亡しようとするとき (i) 第三者が本人を逃がそうとして警察官に抵抗するとき		

### 危害許容要件

#### 1 正当防衛

正当防衛とは、急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずした行為をいう(刑法36条1項)。



例えば、拳銃を所持し暴れている被疑者が、警察官に向かって拳銃を発砲し、これに対抗する行為として当該被疑者に向けて拳銃を撃つ行為だね。

#### 2 緊急避難

緊急避難とは、自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずした行為であって、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えた場合をいう(刑法37条1項)。

なお、緊急避難の要件がある場合でも、警察官は、原則として、**自己を防護するため、他人への加害を伴う避難行為に及ぶことはできない**(刑法37条2項)。

#### 3 児悪犯罪の犯人の逮捕等

##### (1) 児悪な罪

「死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁こにあたる罪」(緊急逮捕が可能な罪)であり、かつ「児悪な罪」であることが必要である。

「児悪な罪」とは、**人の生命・身体**を侵害し、あるいは危険にさらすなどの態様

# マンガでTRY 法学論文 刑訴法



## 夜間における捜索・差押え

A警部補らは、内偵捜査の結果、暴力団関係者が経営する飲食店で覚醒剤の売買が行われていることを認知したため、捜索差押許可状の発付を得て、夕方から張込みを実施していた。午後11時になり、覚醒剤の売人らしき男が営業中の店に入ったため、同許可状による捜索・差押えを実施したが、同許可状には、夜間執行許可を得ていなかった。

▼上記の事例をマンガで見てみましょう!



この場合におけるA警部補らによる捜索・差押えの適否について述べなさい。



解答・解説は次ページで▶